
◎意見書案第 6 号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の
見直しを求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第 18、意見書案第 6 号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置
の見直しを求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 意見書案第 6 号。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第 8 条の規定により提出いたします。

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書（案）

今国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まる場所である。国保改革に当たっては国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされた場所である。一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多く見られる。さらに、平成 26 年度補正で用意された国の交付金を活用し対象年齢の引き上げなどの事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されている場所である。こうした状況の中で全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療費の助成制度など単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう強く要請する。

記

1. 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の軽減調整措置のあり方について早急に検討の場を設け、結論を出すこと。

2. 検討に当たっては少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援策を国の制度とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、本案に対する質疑を許しません。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第6号、地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思として、それぞれの機関に送付することといたします。